

川崎市病院局認定看護師教育機関派遣要綱

20川病総庶第305号

平成20年6月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）別表第4の病院企業職給料表（4）の適用を受ける助産師及び看護師（以下「看護職員」という。）に係る認定看護師教育機関（公益社団法人日本看護協会の認定を受けた認定看護師教育機関をいう。以下同じ。）への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣職員選考)

第2条 病院局長は、次に掲げる方法により、認定看護師教育機関へ派遣する職員（以下「派遣職員」という。）を決定するための選考（以下「派遣職員選考」という。）を実施する。

(1) 小論文

(2) 面接

(派遣職員選考の申込資格)

第3条 派遣職員選考の申込みができる者は、看護職員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 認定看護師教育機関の認定看護師教育課程に係る入学試験の受験資格を有している者

(2) 派遣職員選考の実施年度の4月1日現在において看護職員としての在職期間が5年以上である者

(3) 川崎市立病院看護部人材育成計画に定めるキャリアラダー段階別評価におけるラダーⅣ（平成30年度以前に認定を受けたラダーⅢを含む。）の

認定を受けたことがある者

(4) 勤務成績が良好である者

(5) 心身ともに健康である者

(6) 本要綱に基づき認定看護師教育機関に派遣され認定看護師の認定を受けた後、5年以上、その認定を受けた看護分野において看護業務を实践する意思がある者

(申込書等の提出)

第4条 派遣職員選考を受けようとする者は、別に指定する期日までに、「病院局認定看護師教育機関派遣職員選考申込書」(別記様式)を、所属する病院の病院長を經由して病院局長に提出しなければならない。

(派遣候補者の決定)

第5条 病院局長は、派遣職員選考の結果に基づき、派遣職員を決定する。

(派遣の期間)

第6条 派遣職員の認定看護師教育機関への派遣の期間は、1年を超えない範囲内において病院事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める期間とする。ただし、管理者は、災害、不慮の事故その他のやむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(派遣職員の人数)

第7条 派遣職員の人数は、川崎市病院局特定行為研修受講要綱(平成30年11月5日、30川病総務第1310号)に基づく特定行為研修の受講者の人数と合わせて、原則として一の年度において4人以内とする。

(派遣職員の服務)

第8条 派遣職員の派遣期間における服務は出張とし、勤務地は認定看護師教育機関の所在地とする。

2 派遣職員は、認定看護師教育機関の研修日に研修以外の行動をする場合は

、あらかじめ川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年病院局規程第17号）等に従い、所定の手続を執らなければならない。

（報告書等の提出）

第9条 派遣職員は、次の各号に掲げる報告書等をそれぞれ当該各号に定める時期に管理者に提出しなければならない。

- （1）研修報告書 派遣の終了の日から1箇月以内
- （2）認定看護師教育課程の修了証の写し 当該修了証の交付の日から1箇月以内
- （3）特定行為研修の修了証の写し（特定行為研修が組み込まれた認定看護師教育課程を受講した者に限る。） 当該修了証の交付の日から1箇月以内
- （4）認定看護師の認定証の写し 当該認定証の交付の日から1箇月以内
（派遣職員の決定の取消し）

第10条 病院局長は、派遣職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による派遣職員の決定を取り消すものとする。

- （1）認定看護師教育機関の認定看護師教育課程に係る入学試験に合格しなかった場合
- （2）市職員としての身分を失った場合
- （3）心身の故障のため研修の実施又は継続が困難となった場合
- （4）認定看護師教育機関等での学業成績が著しく不良となった場合
- （5）派遣職員としてふさわしくない行為があった場合
（経費の負担）

第11条 認定看護師教育機関への派遣に係る経費のうち、次に掲げるものについては、市が負担する。

- （1）入学金
- （2）受講料

(経費の返還)

第12条 派遣職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号に掲げる経費を速やかに市に返還しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第10条の規定により派遣職員の決定が取り消されたとき

(2) 派遣の終了の日から5年以内に市職員としての身分を失った場合

2 前項の規定による経費の返還は、原則として一括返還とする。ただし、やむを得ない事由があると管理者が認める場合は、当該派遣職員からの申請に基づき、分割による返還を行うことができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市立病院認定看護師派遣要綱（平成18年10月30日付け18川病総庶第659号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 旧要綱の規定に基づき派遣職員と決定された職員に係る派遣先、派遣期間、サービス、責務、派遣の取消しの手続、経費の負担及び経費の返還の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月19日、21川病総庶第436号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年11月27日、25川病総庶第1310号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年7月24日、31川病総庶第681号）

この要綱は、決裁の日から施行する。